

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

※職員による申告書の作成・相談は行いません。

令和8年度市民税・県民税の申告は、令和8年1月1日現在、柏市に在住の方が、令和7年1月1日から12月31日までの1年間の所得(※)について申告するものです。

※所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額です。

課税される収入があった方は、3ページへ

課税される収入がなかった方は、12ページへ

○申告に必要な書類(証明書類及び領収書等は、令和7年中のものをご用意ください。)

※提出された添付書類は原則返却いたしません。

【申告する方全員が提出する書類】

①市民税・県民税申告書

②個人番号(以下、マイナンバー)および本人を確認できる書類

マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカード(両面)のコピー

マイナンバーカードをお持ちでない方 → マイナンバー確認書類 + 本人確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- マイナンバー通知カード(記載事項に変更がないもの)
- マイナンバーの記載がある住民票又は住民票記載証明書などのうち、いずれか1点のコピー

【注意】 資料の添付がないものについては、必ず申告書に記入してください。
記入がない場合は申告に反映されません。

- 本人確認書類… 申告書に記入したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
- 運転免許証
 - パスポート
 - 公的医療保険の被保険者証等
 - 障害者手帳
 - 在留カード
- などのうち、いずれか1点のコピー

【収入があった方が提出する書類】 …… 令和7年中のもの。申告書には貼らないでください。

①収入がわかる書類(原本)

- 給与の源泉徴収票
- 年金の源泉徴収票
- 報酬等の支払調書
- 事業・不動産などの収入および経費がわかるもの

②控除関係書類

- 社会保険料控除(P7) …… 支払金額のわかるもの(証明書の添付不要)
※国民年金保険料は控除証明書が必要
- 小規模企業共済等掛金控除(P8) …… 支払金額のわかるもの
- 生命保険料控除(P7) …… 控除証明書
- 地震保険料控除(P7) …… 控除証明書
- 勤労学生控除(P9) …… 学生証のコピーまたは在学証明書
- 障害者控除(P9) …… 障害者手帳のコピー
- 雑損控除(P8) …… 損害金額が確認できる書類
- 医療費控除(P8) …… 控除の明細書【内訳書】
- 寄附金控除(P11) …… 受領証明書または領収書

○申告書はパソコンやスマートフォンで作れます。

★電子での申告ができるようになりました

詳しくは柏市または地方税共同機構のホームページをご確認ください。



★柏市 住民税申告書作成コーナー

●控除額を自動計算 ●市民税・県民税の試算OK
●作成した申告書を印刷して郵送提出



○電子申告以外で申告する場合、申告書の提出は郵送でお願いします

- 同封の返信用封筒(黄緑色)の差出有効期限は**令和8年3月31日(火)**です。ご注意ください。

※令和8年4月以降に送付する申告書には返信用封筒は同封していません。

- 市で受け付けた記録が必要な方は、宛先を書いて切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書上部の「受付済証」に市の収受印を押印して返送します。

○税額の決定通知は6月中旬にお送りします

- 市民税・県民税が課税される方には、6月中旬に「税額決定通知書」をお送りします。

※非課税となった方にはお送りしません。

- 給与から特別徴収(天引き)される方には、5月中旬に勤務先あてに「税額決定通知書」をお送りします。



この用紙は再生紙を使用しています

令和7年1月～12月の所得の申告について

※所得の状況により申告方法が異なります。

<ul style="list-style-type: none">●収入がなかった方●障害年金や遺族年金のみの方	<p>原則として、申告の義務はありません。 ただし、申告をしない場合、下記の点に注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none">◆住民税に関する証明書（所得証明書など）を取得することができない場合があります。 (合計所得1,000万円超の方の配偶者を含む)◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・その他助成制度などの算定に影響が出る場合があります。◆後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。 <p>※申告の方法については、12ページを参照してください。</p>
<ul style="list-style-type: none">●主な収入が給与の方	<p>◆勤務先が1ヵ所で年末調整済みの方 ⇒市民税・県民税の申告は必要ありません。 ただし、勤務先から柏市へ給与支払報告書が提出されていない場合は、ご自身で市民税・県民税の申告が必要です。</p> <p>◆年末調整済みでない方 ◆勤務先が2ヵ所以上で、従たる給与収入と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ⇒税務署で確定申告が必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none">●給与所得以外に所得がある方	<p>給与所得以外の所得が 20万円以下の方 ⇒ 市役所で市民税・県民税の申告が必要です。 20万円を超える方 ⇒ 税務署で確定申告が必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none">●主な収入が公的年金等の方	<p>◎確定申告が必要な方 詳しくは、柏税務署へご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・公的年金等収入が400万円を超える方・公的年金等収入が400万円以下であるが、その他に20万円を超える所得（※）がある方・上記2つ以外で、<u>所得税の還付を受ける方</u> (注意) 外国で支払われる年金がある方については、上記制度の対象外となりますので、確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。 <p>※ 給与所得、不動産所得、報酬等の雑所得などです。詳しくは、4～6ページをご覧ください。</p> <p>◎市民税・県民税の申告が必要な方 確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・公的年金等収入が400万円以下で、その他に所得（20万円以下）がある方・公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容以外に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などの各種控除の追加がある方や、扶養控除等の追加・変更がある方 <p>注意 市民税・県民税の申告書の提出がない場合は、公的年金等の源泉徴収票の記載内容に基づいて、令和8年度市民税・県民税額を算定します。 源泉徴収票の控除の欄について、「*」印の有無や扶養人数等もご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">●その他の	<p>次に該当する方や確定申告については、税務署へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">◆営業・農業・不動産などの収入がある◆青色申告をする◆配当、株式、土地の譲渡所得等があり、分離課税の所得を申告する◆住宅ローン控除を受ける

◎税務署で確定申告された方は、税務署から柏市へ申告情報が提供されますので、**市民税・県民税の申告は不要です。**なお、**市役所本庁舎・沼南庁舎・各近隣センター**で確定申告書用紙の配布は行いません。

◎「税理士会による確定申告の無料相談（定員制）」のご案内は、広報かしわ1月号をご確認ください。

●確定申告についての問い合わせ

柏 税 務 署 〒277-8522 柏市あけぼの2-1-30
電話 04-7146-2321

○収入があった方 (令和7年1月1日から令和7年12月31日までの申告)

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和8年度分 市民税・県民税申告書

柏市長宛	現住所	柏市柏〇一△一×			個人番号	整理番号		
	1月1日現在の住所	柏市柏〇一△一×				業種又は職業	〇〇	
	フリガナ	カシワ タロウ				電話番号	000-0000-0000	
	氏名	柏 太郎						
年 月 日	生年 明・大・昭 月日 平・令	26・9・1	世帯主の氏名	柏 太郎	続柄	本人		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		
社会保険料控除	国民健康保険	15,000 円		
	介護保険	20,000 円		
	合 計			
(15) 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計			
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
(17)~(19) 賽 婦 控 除	(17) □ 寡婦控除 〔 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還 〕	(18) □ ひとり親控除	(19) □ 勤労学生控除 (学校名)	
(20) 障害者控除	フリガナ カシワ ハナコ 氏名 柏 花子	障害の程度	身体 2 級度	
障害者控除	個人番号			
	2	フリガナ 氏名	障害の程度	級度
(21)~(22) 配偶者控除	配偶者 氏名	カシワ ハナコ	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	00・0・0
配偶者特別控除	配偶者特別控除	個人番号	配偶者の合計所得金額	円
(23)~(24) 扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名	カシワ イチロー	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	00・0・0
扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名	柏 一郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	2 氏名	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	3 氏名	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
4 氏名	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族	1 氏名	フリガナ	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	・・・	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 続柄	子
	個人番号							万円
	2 氏名	フリガナ	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	・・・	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 続柄	特親
個人番号								
3 氏名	フリガナ	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	・・・	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 続柄	特親	
個人番号								
4 氏名	フリガナ	生年 月日 明・大・昭 月日 平・令	・・・	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 続柄	特親	
個人番号								

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

27 雜損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類
		・・・	
	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	
28 医療費控除	支 払 つ 医 療 費 等	保険金などで補填される金額	
		円	円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ		
	不動産	ウ	P6	
	利子	工		
	配当	オ		
	給与	力	→ P4	源泉徴収票添付の場合記入不要
	公的年金等	キ	→ P5	
	業務	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ	P6	
	長期	サ		
	一時	シ		
所得金額	事業	営業等	①	
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	記入不要	
	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計	(⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	→ P7	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	→ P8	
	生命保険料控除	⑮	→ P7	
	地震保険料控除	⑯	→ P7	
	寡婦、ひとり親控除	(⑰~⑯)	→ P9	
	勤労学生控除	(⑰~⑯)	→ P9	
	配偶者(特別)控除	(⑰~⑯)	→ P9~10	
	扶養控除	⑳	→ P10	
	特定親族特別控除	㉑	→ P11	
	基礎控除	㉒		
地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。	⑬から㉒までの計	㉓	→ P8	
	雑損控除	㉔	→ P8	
	医療費控除	㉕		
	合計	(㉓ + ㉔ + ㉕)	㉖	

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

収入金額は、源泉徴収票に記載されている支払金額（右図◆欄）を「給与（力）」欄に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合は、合計額を記入してください。

○源泉徴収票がない方は

申告書裏面「6 紹与所得の内訳」に月収等を記入し、合計額を表面の「紹与(カ)」の欄に記入してください。

(記入するのは手取り金額ではなく、源泉徴収された税金や社会保険料を含んだ金額です。)

※160万円を超える場合は、税務署での確定申告が必要となります。

所得金額調整控除の要件を満たす方については、給与所得の算出方法が変わりますのでご注意ください。

給与所得は市で算出するため、申告書の「給与⑥」の記入は不要です。

参考 [給与所得の算出方法]

①給与所得金額を算出します。

給与所得換算表	
給与の収入金額 (A)	給与所得金額 (単位:円)
65万1千円未満	0
65万1千円超～190万円以下	A - 650,000
190万円超～360万円以下	A ÷ 4 = B (千円未満の 端数切捨て)
360万円超～660万円以下	B × 2.8 - 80,000 B × 3.2 - 440,000
660万円超～850万円以下	A × 0.9 - 1,100,000
850万円超～	A - 1,950,000

②次の要件1または2に該当する方は、所得金額調整控除の対象となります。

【要件1】 紙与等の収入金額が850万円を超えるかに該当する

- a 本人が特別障害者に該当する
 - b 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
 - c 23歳未満の扶養親族を有する

《所得金額調整控除の算定方法》

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額※} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※1,000万円を超える場合は1,000万円

【要件2】 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える公的年金等に係る雑所得の算定方法 → P5へ

《所得金額調整控除の算定方法》

所得金額調整控除 = 紙与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得※ - 10万円

※10万円を超える場合は10万円

(注意) 要件1の控除がある場合は、1の控除を使用した後の金額から控除

③申告する給与所得を算出します。

$$\boxed{\text{申告する給与所得}} = \boxed{\text{①で算出した給与所得金額}} - \boxed{\text{②【要件1】で算出した所得金額調整控除}} - \boxed{\text{②【要件2】で算出した所得金額調整控除}}$$

収入金額は、記載されている支払金額(右図★欄)の合計額を「公的年金等(キ)」欄に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額を合計してください。

なお、合計額は申告者本人の年金受給額です。
配偶者の受給年金は加算しないでください。

※遺族年金・障害年金は、非課税所得に該当します。
その他に収入がない場合の記入方法はP12を参照してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票						
支払を受ける者	住所又は 居所	柏市柏○-△-×				
	(フリガナ) 氏名	カシワ タロウ 柏 太郎	老齢・基礎	生年月日 昭和 26年9月1日	年金の種別	
		支 払 金 額				
所得税法第203条の3第1号適用分		2,568,102	円	0 円		
所得税法第203条の3第2号適用分			円	円		
所得税法第203条の3第3号適用分			円	円		
所得税法第203条の3第4号適用分			円	円		
本 人	源泉控除対象配偶者 の有無	控除対象扶養親族の数 配偶者	16歳未満の 扶養親族の数	離 営 者 の 数	非居住者 の有無	社会保険料の額
特別 障害者	その他の 障害者	特 別 認 定	老人 人	人	人	62,130 円
配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	(摘要)			

年金所得は市で算出するため、申告書の「公的年金等⑦」の記入は不要です。

参考 **【公的年金等の雑所得の算出方法】**

公的年金等雑所得速算表				
年齢	公的年金等の 収入金額A	公的年金等雑所得以外の所得にかかる 合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万超 2,000万円以下	2,000万超
65歳 未満 <small>(昭和36年 1月2日以後 生まれ)</small>	130万円未満	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	130万円超～410万円未満	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	410万円超～770万円未満	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	770万円超～1,000万円未満	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	1,000万円超	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳 以上 <small>(昭和36年 1月1日以前 生まれ)</small>	330万円未満	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	330万円超～410万円未満	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	410万円超～770万円未満	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	770万円超～1,000万円未満	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	1,000万円超	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

※速算表のうち、金額計算は「単位：円」

雑(個人年金・報酬など)

添付書類

収入および経費のわかるもの(支払調書等)

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引によって得た収入もしくは食料品の配達などの副収入は、「雑業務(ク)」に記入してください。

生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外の収入は「雑その他(ケ)」に記入してください。
内訳は申告書裏面「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。

◎計算方法 ※資料の添付があれば、記入を省略できます。

ただし、支払調書等について必要経費がある場合には記入してください。

収入金額(税込み)	必要経費	差引金額
円	円	円

★家内労働者の特例控除

家内労働者等に該当する場合には、必要経費として**65万円**まで認められる特例があります。

《家内労働者等の所得の他に給与収入がある場合》

- ①給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ②給与の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と事業所得や雑所得の実際にかかった経費を比べて高い方がその事業所得や雑所得の**必要経費**になります。

《家内労働者の対象となる仕事》

シルバー人材センター、外交員、集金人、電力量計の検針員等

その他所得

添付書類

収入および経費のわかるもの(支払調書等)

事業 不動産 利子 配当	営業等(収入金額 ア) 卸売業・小売業・製造業・サービス業などの営業から生じた収入のほか、医師・弁護士・外交員・大工・その他の自由業で農業以外から生じた収入の合計額	専従者については、申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に記入してください。				
	農業(収入金額 イ) 農産物の生産、果樹などの栽培等から生じた収入の合計額					
	不動産(収入金額 ウ) 家賃、地代など、不動産から生じた収入の合計額					
	利子(収入金額 エ) 源泉分離課税の対象とならない、日本国外の銀行等に預けた預金の利子が該当します。					
	配当(収入金額 オ) 法人から受ける利益の配当、余剰金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の利益の合計額。上場株式等(住民税5%徴収)の配当所得は、原則申告不要ですが、申告する場合は税務署の確定申告で総合課税・申告分離課税を選択して申告してください。非上場株式については、源泉徴収(20.42%)は所得税のみであるため、市民税・県民税の申告が必要です。 ※確定申告が必要な上場株式等の配当所得を申告された場合は、所得計算に含まず、提出された資料は、市にて保管いたします。					
→ [1収入金額等]「ア～オ」から各々必要経費を差し引いた金額を[2所得金額]「①～⑤」欄に記入してください。						
総合譲渡 ・一時	総合譲渡(収入金額 コまたはサ) 車両・機械・特許権・著作権など、土地、建物などの分離課税以外の資産の譲渡による合計額。短期(収入金額 コ)の欄には、譲渡した資産の保有が5年以内のものについて、長期(収入金額 サ)の欄には、保有期間が5年を超えるものを記入してください。	$(a - 50\text{万円}) \times 0.5 = \text{一時所得}$ ↓ 収入金額シの 欄に記入 ↓ 「2所得金額」の「総合 譲渡・一時(⑪)」欄へ				
	一時(収入金額 シ) 生命保険契約などによる一時金・損害保険の満期返戻金・懸賞当選金などの一時的な収入の合計額 (一時所得の所得計算式) <table border="1"><tr><td>収入金額(税込み)</td><td>収入を得るために 支出した金額</td><td>差引金額(a)</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		収入金額(税込み)	収入を得るために 支出した金額	差引金額(a)	円
収入金額(税込み)	収入を得るために 支出した金額	差引金額(a)				
円	円	円				
※申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にそって所得を計算してください。						

◎控除額を記入します〈その1〉

控除証明書の添付があれば、
申告書の記入を省略できます。

次に所得から差し引く控除額を計算します。該当するところを記入してください。

社会保険料控除⑯

添付書類

国民年金保険料のみ控除証明書の原本

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料及び介護保険料(いずれも配偶者の年金からの特別徴収分を除く)などで、あなたが支払った額の全額。

※あなたが口座振替により支払った、生計を一にする配偶者・その他親族の保険料については、あなたに社会保険料控除が適用されます。

生命保険料控除⑰

添付書類

控除証明書の原本

一般の生命保険料(新契約または旧契約※)

個人年金の保険料(新契約または旧契約※)

介護医療保険料(介護保険料ではありません)

} 区分は、生命保険会社が発行する証明書に表示されています。

※旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結したものです。

生命保険料控除額の計算

控除証明書の添付があれば申告書の記入を省略できます。

新生命保険料の計	
(一般分)	円
新個人年金保険料の計	
	円
介護医療保険料の計	
	円

計算表1で計算 → 円(カ)

計算表1で計算 → 円(キ)

計算表1で計算 → 円(ク)

第1段階

旧生命保険料の計	
(一般分)	円
旧個人年金保険料の計	
	円

計算表2で計算 → 円(ケ)

計算表2で計算 → 円(コ)

カ+ケ (最高 28,000 円)	円(サ)
キ+コ (最高 28,000 円)	円(シ)

(サ)と(ケ) いずれか多い方の金額 → 円(ス)

(シ)と(コ) いずれか多い方の金額 → 円(セ)

計算表1 新契約 (契約日が平成24年1月1日以後のもの)

※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	12,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	12,000円超32,000円まで	(A)×1/2+ 6,000円
介護医療保険料	32,000円超56,000円まで	(A)×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

計算表2 旧契約 (契約日が平成23年12月31日以前のもの)

※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	15,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	15,000円超40,000円まで	(A)×1/2+ 7,500円
	40,000円超70,000円まで	(A)×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

生命保険料控除額

円

地震保険料控除⑯

添付書類

控除証明書の原本

地震保険料 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または支払った掛金

旧長期損害保険料 経過措置として一定の要件を満たす長期損害保険契約等に係る損害保険料

(保険期間が10年以上でかつ満期払戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)

地震保険料控除額の計算

地震保険料の計	
	円
旧長期損害保険料の計	
	円

計算表3で計算 → 円(ソ)

計算表3で計算 → 円(タ)

ソ+タ
(最高 25,000 円)

計算表3

※1円未満切り上げ

区分	支払った保険料の金額(A)	地震保険料の控除額
地震保険料	50,000円まで	(A) × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円まで	(A) の全額
	5,000円超15,000円まで	(A) × 1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円

※旧長期損害保険契約の支払い保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方の保険料のみが対象となります

医療費控除②

添付書類

- a. 医療費控除の明細書(別紙)
- b. 医療費通知

※領収書の添付は不要です

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費が、一定金額以上ある場合に受けられます。

- a. 領収書の添付のみでは控除を受けられません。明細書を作成のうえ提出してください。※領収書はご自宅で5年間保管してください。
- b. 明細書に医療費通知の内容を記入する場合は、医療費通知の添付が必須になります。なお、医療費通知の添付のみでも控除を受けることができます。

(セルフメディケーション税制) セルフメディケーション税制を選択する場合、医療費控除の区分に「1」と記入してください。明細書が必要な方は柏市または国税庁のホームページからダウンロードするか、市民税課にご連絡ください。

医療費控除に関するよくある質問Q&A

Q1 市民税・県民税の申告で各種控除(医療費控除、社会保険料控除など)を申告した場合、還付金を受け取ることはできますか?

A1 市民税・県民税は1年間の収入について、収入のあった翌年に課税します。申告した各種控除を適用した上で市民税・県民税額を決定しますので、還付は発生いたしません。なお、所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けたい場合は確定申告が必要です。

Q2 医療費控除を受けるにはどうしたらよいですか? また、どのような医療費が対象になりますか?

A2 別紙の「医療費控除の明細書」を申告書に添付してください。
領収証の添付のみでは控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。
医療費控除の対象となる主なものについては下図のとおりです。

●医療費控除の対象

○ 医療費控除の対象となるもの

- 医師、歯科医師による診療費
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師などによる施術費
(資格者による施術に限る。)
- 寝たきりの方のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」または市区町村が発行した「おむつ代に係る医療費控除確認書」の提出が必要です。)
- 入院時に支払った部屋代、食事代

✖ 医療費控除の対象とならないもの

- 疾病予防や健康増進のための医薬品の購入
- 人間ドックなどの健康診断(ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるときは医療費控除の対象となります。)
- インフルエンザや新型コロナウイルスなどの予防接種
- タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。)
- 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車場料金など

Q3 まだ1年分の医療費通知がそろわないのですが、どうすればよいですか?

A3 医療費通知に記載のない支払い済みの医療費については、領収書を基に医療費控除の明細書の「2 医療費(上記1以外)の明細」にご記入ください。

その他の控除

小規模企業共済等掛金控除⑭	添付書類 支払った掛金額の証明書
稚損控除⑯	添付書類 損害金額を確認できる書類

小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定された企業型年金の加入者掛金または、個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の全額。

あなたや昨年中の総所得金額等が58万円以下の配偶者やその他の親族で、あなたと生計を一にする方が受けた災害や盗難などで損害(補てん金を差し引く)があれば受けられます。

○控除額を記入します〈その2〉

申告書に記入がない場合、
申告に反映されません。

扶養など“人”に関する状況をご記入ください。

給与や年金の源泉徴収票に記載がある場合も必ずご記入ください。申告書に記入がない場合、申告に反映されません。

- 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族、特定親族特別控除の申告をされる方は、マイナンバーを記入してください。
- 16歳未満の扶養親族がいる場合も必ず記入してください。(市民税・県民税の非課税限度額の算定に必要なため)
- 配偶者の合計所得金額を記入してください。
- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えていて、同一生計配偶者がいる場合は、□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に☑してください。同一生計配偶者が(特別)障害者の場合は障害者控除が適用されます。
- 日本国外に居住する親族の場合は、親族関係書類および送金関係書類のコピーが必要です。**
(外国語で記載された書類の場合、訳文を添付してください)
※30歳以上70歳未満の親族については、次のいずれかに該当する方が対象です。
①留学生や障害者の方 ②送金関係書類によって年間38万円以上の送金をしていることが確認できる方

寡婦控除・ひとり親控除⑯⑰⑯

(本人の合計所得金額が500万円以下)

ひとり親控除

30万円

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者で、以下の要件に当てはまる場合

- (1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2)生計を一にする子(総所得金額が58万以下で、他の人の扶養に入っていない)がいること。

寡 婦 控 除

26万円

ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する場合

- (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人
- (2)夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人

勤労学生控除⑯

障害者控除⑰

勤労学生控除

26万円

添付書類 学生証のコピーまたは在学証明書

あなたが、令和7年12月31日現在、税法に規定された学生であり、合計所得金額が85万円以下(うち自己の勤労によらない所得は10万円以下)であれば受けられます。

添付書類 障害者手帳等のコピー(令和7年12月31日までに交付または申請されたもの)

障害手帳の種類(身体・精神など)、等級を記入してください。

障 害 者 控 除

26万円~53万円

障害者(普通)

26万円

下記以外の等級の手帳所持者など

特 別 障 害 者

30万円

身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など

同居特別障害者

53万円

同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者

あなたや同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族も含む)が該当する場合に受けられます。
あなた以外が該当の場合は、扶養親族等記入欄(⑯~⑰、16歳未満)にも氏名を記入し、「同居・別居の区分」も選択してください。

配偶者控除⑯~⑰

(同一生計配偶者の合計所得金額が58万円以下)

配偶者

33万円~11万円

または

老人配偶者

38万円~13万円

老人配偶者(70歳以上)は、
昭和31年1月1日以前生まれが対象

あなたに同一生計配偶者がいて、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に受けられます。
控除額はあなたの所得により異なります。

※配偶者の昨年中の合計所得金額を記入してください。

[配偶者控除額の表]

申告者本人の合計所得金額	(参考)給与収入金額	配偶者控除額(一般)	配偶者控除額(老人)
900万円以下	1,095万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	1,195万円超	適用なし	

配偶者特別控除②1～②2

33万円～1万円

あなたと生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が58万1円～133万円の場合に受けることができます。

ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。

※配偶者控除を受ける方は配偶者特別控除を合わせて受けることはできません。

※配偶者の昨年中の合計所得金額を記入してください。

[配偶者特別控除額の表]

配偶者の合計所得金額	(参考)給与収入金額	申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 100万円以下	123万円超 165万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	185万円超 190万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	190万円超 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
133万円超	201.6万円以上	適用なし		

扶養控除③

特定親族特別控除④

特 定 扶 養

45万円

年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)

特 定 親 族
特 別 控 除

45万円
～3万円

年齢が19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。)で昨年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に受けることができます。

老 人 扶 養

38万円

年齢が70歳以上の扶養親族(昭和31年1月1日以前生まれ)

同 居 老 親 等

45万円

上記の老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合

一 般 扶 養

33万円

上記以外の控除対象扶養親族(16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)は除く)

あなたと別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

★ ●同一生計配偶者(配偶者で、次のすべてに該当)

- ①令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする
- ②昨年中の合計所得金額が58万円以下(給与収入で123万円以下)
- ③青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない

●控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である方の配偶者

給与等の収入が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族を有する方で、該当の扶養親族が他の申告者等の被扶養者になっている場合⇒申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。

●生計を一にする(次のいずれかに該当)

- ①同一の家屋に起居している親族
- ②勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族で、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 余暇には親族と起居を共にする
 - イ. 生活費・学資金・療養費等を送金している

●控除対象扶養親族

扶養親族のうち年齢が16歳以上の方(平成22年1月1日以前生まれ)

●扶養親族(次のすべてに該当)

- ①配偶者以外の親族、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から養護を委託された老人である
- ②令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする
- ③昨年中の合計所得金額が58万円以下(給与収入で123万円以下)
- ④青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない

[特定親族特別控除額の表]

被扶養者の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	控除額
58万円超 95万円以下	123万円超 160万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下	3万円
123万円超	188万円超	適用なし

基礎控除(25)

43万円～適用なし あなたの所得によって控除額が異なります。

●合計所得2,400万円超の場合、合計所得金額によつて控除額が異なります。

合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

主な税額控除

●配当控除 (「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当について配当控除の適用はなし)

種類	課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

●寄附金税額控除

添付書類

寄附金受領証明書
または 領収書の原本

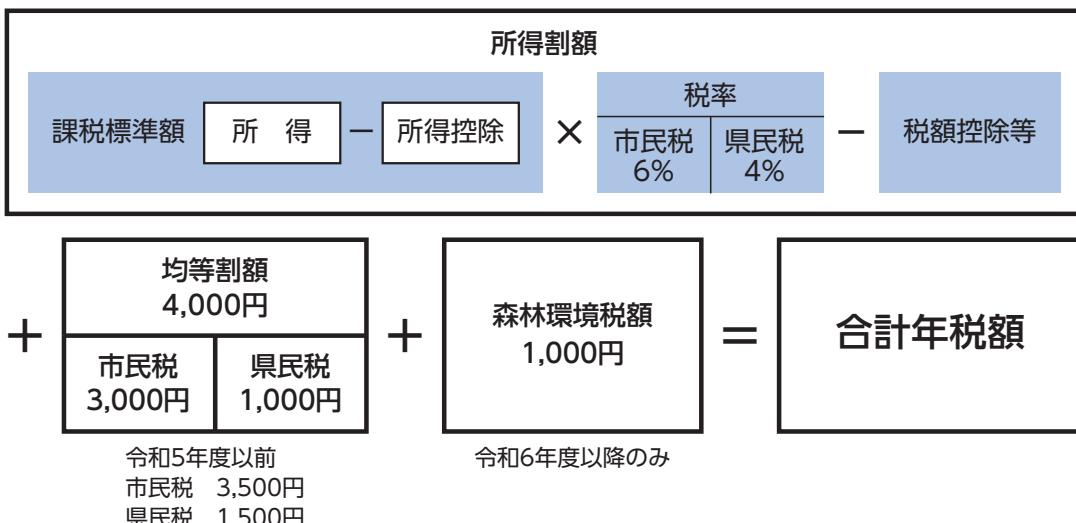
所得税法に該当する寄附金のうち、市民税・県民税の税額控除を受ける場合、申告書裏面「14 寄付金に関する事項」へ記入してください。

税額の計算方法（分離課税分を除く）

所得割額：納税義務者本人の前年中の所得に応じた税額

均等割額：一定以上の所得がある納税義務者全員に課される税額(4,000円)

森林環境税(国税)：森林整備やその促進に充てるため、個人住民税均等割と併せて課税される税額(1,000円)



○課税される収入がなかつた方の市民税・県民税申告

☆収入がなかつた方(令和7年1月1日から12月31日までの1年間をとおして収入がなかつた方)

☆障害年金・遺族年金のみを受給している方

→原則として申告の義務はありません。ただし、申告をしない場合、以下の点にご注意ください。

また、収入がなかつた方でも申告が必要な方はご提出いただくようお願ひいたします。

・住民税に関する証明書(所得証明書など)を取得できない場合があります。

・国民健康保険料等・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります。

・後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。

●課税される収入がなかつた方の申告書の書き方(下図参照)

The form includes sections for basic information (address, name), declaration of no income, and detailed breakdowns of various tax categories (Social Insurance, Health Insurance, etc.). Red numbers 1, 2, and 3 point to specific fields: 1 points to the top right section for personal identification; 2 points to the middle section for dependents; and 3 points to the bottom section for the total amount.

1 申告書表面に、電話番号・マイナンバー(個人番号)を記入してください。

2 控除対象配偶者や扶養親族、16歳未満の扶養親族がいる場合は、必ず記入してください。

3 「合計⑫」に「0」を記入してください。

○市民税・県民税がかからない方(非課税)

★非課税となつた方には税額決定通知書はお送りしていません

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・本人が障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に該当する場合で、昨年中の合計所得金額が135万円以下の方

・昨年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方

$$31万5千円 \times (\text{本人と同一生計配偶者(10ページ★参照)} + \text{扶養親族の合計人数}) + 10万円$$
 扶養親族等がいる場合は、上記の金額に18万9千円が加算されます。

合計所得金額	非課税となる給与収入金額	非課税となる公的年金収入	
		65歳未満	65歳以上
1,350,000円	2,043,999円	2,166,667円	2,450,000円

※給与収入のみの場合

※公的年金収入のみの場合

本人と扶養親族等の合計人数	均等割非課税規定該当所得金額	年金収入のみの場合の非課税規定該当収入金額	
		65歳未満	65歳以上
本人のみ	415,000円	1,065,000円	1,015,000円
扶養1人	919,000円	1,569,000円	1,592,000円
扶養2人	1,234,000円	1,884,000円	2,012,000円
扶養3人	1,549,000円	2,327,999円	2,432,000円
扶養4人	1,864,000円	2,779,999円	2,852,000円

<問い合わせ・提出先> 柏市役所 財政部 市民税課

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
 電話 04-7167-1111(代表)
 内線 2335~2337